

荒尾市工事等競争入札参加資格有資格者の指名停止措置について

1 指名停止を行う業者

商号又は名称：株式会社トーニチコンサルタント
代表者名：横井 輝明
所在地：東京都渋谷区本町一丁目13番3号

2 指名停止措置の期間

令和8年2月10日から令和8年5月9日まで（3か月）

3 事実の概要

株式会社トーニチコンサルタントは、他の入札参加業者らと共に、特定跨線橋点検等業務の入札において、遅くとも令和3年2月19日以降、独占禁止法（昭和22年法律第54号）第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行ったとして、令和7年12月19日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた（課徴金減免制度の適用あり）。

4 指名停止措置の理由

上記の事柄が「荒尾市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱第2条第1項別表第2第5号（独占禁止法違反行為）に該当するため。

なお、課徴金減免制度を適用する旨の公表がなされたため、要綱第4条第3項により2分の1の期間とする。

《指名停止等措置要綱に定める別表第2第5号》

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為)	
5 次の掲げる区分に応じ、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、市工事等の契約相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 市内における業務に関する違反行為	12か月以上24か月以内
(2) (1) 以外の業務に関する違反行為	6か月以上12か月以内

＜問合せ先＞ 荒尾市総務部契約検査室

電話：0968-63-1470